

船舶事故調査報告書

令和3年6月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	令和2年10月28日 05時54分ごろ
発生場所	北海道釧路市千代ノ浦漁港南方沖 千代ノ浦港南防波堤灯台から真方位186°1,620m付近 (概位 北緯42°57.1′ 東経144°23.1′)
事故の概要	プレジャーボートPraiselは、南南西進中、定置網に進入し、定置網のロープ等が損傷した。
事故調査の経過	令和2年11月30日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Praise、5トン未満（長さ6.32m）
船舶番号、船舶所有者等	200-34458北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラが破損 定置網 ロープが破損、袋網に破口
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期 日出時刻：05時51分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りをを行う目的で千代ノ浦漁港を出港した。</p> <p>船長は、腰を掛けて手動操舵で操船を行い、約6～10ノットの対地速力で、磁気コンパスを見ながら南南西進していたところ、衝撃を感じて、「千代ノ浦漁港南方沖に設置された定置網」（以下「本件定置網」という。）に進入して衝突したことに気付いた。</p> <p>本船は、船長が本事故の発生を海上保安庁に通報し、釧路市救難所の所属船に救助された後、えい航されて帰港した。</p> <p>船長は、GPSプロッターに本件定置網を示すボンデンの位置を登録していたので、周囲の目視に加え、GPSプロッターの画面を見て船位の確認を行っていれば、本件定置網に接近していることに気付くことができたと思つた。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近の通航経験が、年間約30回あった。</p>
分析	本船は、南南西進中、船長が、前もって本件定置網を示すボンデンの位置を登録していたGPSプロッターより磁気コンパスに注意を向けて航行を続けたことから、本件定置網に進入し、本件定置網のロープ等が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が南南西進中、船長が、前もって本件定置網を示す

	<p>ボンデンの位置を登録していたGPSプロッターより磁気コンパスに注意を向けて航行を続けたため、本件定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、航行中、周囲の目視に加え、GPSプロッター等の航海計器を適正に活用し、船位等を確認すること。